

R5年度研修資料

**（秋田市指定給水装置工事事業者および
秋田市指定排水設備工事事業者対象）**



秋田市上下水道局給排水課

説明内容

- 1 給水装置工事に関する材料基準適合確認書の取扱いについて
- 2 道路占用に関する留意事項について
- 3 井戸水利用から上水道への切替え工事について(再)
- 4 メーターボックス蓋の流出防止器具の扱いについて
- 5 市発注工事の排水設備工事における対応依頼について
- 6 給水装置工事申込書に関する留意事項について(再)
- 7 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)について
- 8 給・配水管材料の登録情報について
- 9 貯水槽水道配管・床下配管の凍結注意等について
- 10 公共ます・取付管の音響確認について(再)

1 給水装置工事に関する材料基準適合確認書等の取扱いについて①

(1) 材料基準適合確認書の運用変更について

給水装置工事申込および変更時に給水器具(材料)が確定しない事情もあることから、令和6年度の新規給水装置工事申込受付分より、材料基準適合確認書の記載等については、下記のとおりとする。

なお、令和6年4月1日から半年間試験的に運用し、問題が無い場合は継続して運用しますが、諸問題が多数発生した場合は、従前の運用に戻す場合があります。

ア メーター上流の記載について

従前どおりに記載を必要とし、変更があった場合は、その都度協議とする。

イ メーター下流の記載について

(ア) 設計・変更時

各使用材料の記載は不要とし、下表のとおり、「メーター下流の使用材料については、性能基準適合品を使用」と記載して提出し、竣工時には削除し、各項目を記載して提出する。

○メーター下流（上記に記載したものを除く）

材料名	メーカー名	口径	型式	認証機関・番号	確認方法	備考
メーター下流の使用材料については、性能基準適合品を使用（※ 竣工時は削除）						

ただし、単水栓から混合水栓に変更する場合等は、材料基準適合確認のメーター下流の記載は不要としていますが、図面での協議は必要となります。

(イ) 竣工時

従前どおり、各項目を記載した材料基準適合確認書を提出する。

1 給水装置工事に関する材料基準適合確認書等の取扱いについて②

(2) 材料基準適合確認書の運用変更による給水装置工事申込み時および変更時の図面作成注意点について(平面図、立面図共通事項)

- ア 給湯器、単水栓、混合水栓、特殊器具等の給水器具マークを正確に記載すること
- イ 特殊器具(給水器含む)については、給水器具名等を記載するものとし、トイレが特殊器具の場合は、設計水圧を記載すること

(3) 給水器具(材料)設置時の注意点について

- ア 主任技術者の責任において、水道法等に適合した(認証された)給水器具(材料)であるか確認すること
- イ 現地検査において、給水器具(材料)の設置状況等により、給水器具(材料)の型式を確認できるシール等が見えない場合は、確認資料の提出を求めることがあるため、写真やカタログ等を準備すること

(4) 書類提出前の確認および点検について

- 各申請書類において、技術的な確認はもちろんのこと、単純な記載誤りや添付漏れが多く見られることから、会社内での確認および点検の強化に努めること

2 道路占用に関する留意事項について①

(1) 道路占用申請全体について

- ・工事完了から時間を経過した完了届の提出が見受けられるので、工事完了もしくは工期が過ぎた場合は速やかに提出すること
- ・市道、法定外公共物等の区別は建設総務課で確認すること

(2) 工事写真について(全道路区分共通)

- ・完成届に添付する写真は、着工前写真と完成写真を見開きとすること
- ・碎石の転圧写真の説明には「路盤工」と記載すること
- ・舗装の温度管理や給水管の埋設深度の分かる写真が添付されていない事例が増えており、場合によっては再舗装となることから、撮り忘れがないように注意すること
- ・冬期以外においても舗装の敷均し温度、開放温度の写真を撮影すること
- ・施工した路盤の厚さと設計した路盤の厚さに相違がある事例があったことから、舗装厚だけではなく路盤厚にも注意すること
- ・瀝青安定処理の層が抜けていたため、再舗装となった事例があったことから、舗装構成に注意すること

2 道路占用に関する留意事項について②

(3) 県道の占用申請について

- ・上下水道局から用地課への申請書および完了届の提出の際は、指定工事業者の担当者も帯同し、県からの説明を受けること
- ・占用許可証発行までに1カ月程度かかるため、用地課との協議にかかる日数を考慮した上で早めに申請すること
- ・占用物件の管延長に相違があった場合は、延長の増減分をスタッフで計測し、写真撮影すること
- ・転圧写真のスタッフは同一の場所に立てること
- ・占用物件の材料を確認できる写真が求められるため、材料検収の写真を撮影すること

3 井戸水利用から上水道への切替え工事について(再)

井戸水の枯渇などに伴った緊急対応が無届工事となった事例があり、お客様の水道料金や下水道使用料へ影響が出る場合があることから、必ず施工前に給排水課へ連絡して指示を受けること

※上記については、令和5年3月3日付け令4給排第3857号「給水装置および排水設備工事等に係る留意事項について(通知)」の内容を再周知するものです。

4 メーターボックス蓋の流出防止器具の扱いについて

大雨災害によりメーターボックスの蓋が流れる事例が多く発生していることから、施行指針に則ったメーターボックスへの取り付けが可能な流出防止器具であれば、使用者負担のもと、取付けして良いこととします。

5 市発注工事の排水設備工事における対応依頼について

市発注工事の受注者が下請けに出した排水設備工事において、市の指定を受けていない会社が施工する事例が増えております。

専門的な知識・技術を持たない会社が無届で行った工事においては、再度、指定排水設備工事業者の皆さんからの台帳作成や施工確認が必要であり、市民の生活に影響を及ぼす可能性があります。

つきましては、給排水両方の工事が行われる現場において、給水装置工事のみの施工依頼があった場合は、給排水課までご一報くださるようお願いいたします。

6 給水装置工事申込書に関する留意事項について(再)

この度、申請者が**自署**したのものとしてハウスメーカーから指定工事事業者が受けた給水装置工事申込書において、申請者ご本人から、「**自署**をしていないが大丈夫なのか」という心配の声が秋田市ホームページに寄せられました。

給排水課としては、申請者からの**自署**でないことに加えて、申請者が誓約部分を理解していないことで、後の諍いの原因となることを問題視いたしました。

つきましては、ハウスメーカー等から給水装置工事申込書を受け取った際には、申請者が誓約部分を理解した上で**自署**したものであるかをハウスメーカーに確認後、審査係の窓口へ届け出するようお願いいたします。

※上記については、令和5年11月17日付け令5給排第2481号「給水装置工事申込および排水設備工事申請について」の内容を再周知するものです。

7 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)について①

相隣関係規定の見直しについて、隣地使用権やライフラインの設備の設置・使用権に関する内容に係る民法等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日より施行されていますので、状況に応じて適切な対応をお願いします。

なお、詳細については、法務省のホームページアドレスを掲載しますので、参考としてご確認ください。

令和3年4月に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00499.html

当該ページ

<https://www.moj.go.jp/content/001396638.pdf>

7 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)について②

(1) 隣地使用権

ア 隣地使用権の内容に関する規律の整備について

土地の所有者は、所定の目的のために必要な範囲内で隣地を使用する権利を有することが明確化されました(新民法209I)。

ただし、隣地所有者等への配慮として、隣地使用の日時・場所・方法は、隣地所有者及び隣地使用者のために損害が最も少ないものを選ばなければなりません。(新民法209II)

また、原則として、隣地所有に際しては、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地所有者に(所有者の他に使用者がいる場合は、隣地所有者にも)通知しなければなりません。例外として、あらかじめ通知することが困難なときは、隣地の使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りるものとしています。(新民法209III)

7 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)について③

(2) ライフラインの設備の設置・使用権

ア ライフラインの設備の設置・使用権に関する規律の整備について

- (ア) 他の土地に設備を設置しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受けることのできない土地の所有者は、必要な範囲内で、他の土地に設備を設置する権利を有する。(新民法213の2I、213の3)
- (イ) 他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を引き込むことができない土地の所有者は、必要な範囲内で、他人の所有する設備を使用する権利を有する。(新民法213の2I)
- (ウ) 設備の設置・使用の場所・方法は、他の土地及び他人の設備のために損害が最も少ないものに限定する。(新民法213の2II)

7 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)について④

～(2) ライフラインの設備の設置・使用権の続き～

イ 事前通知の規律の整備について

他の土地に設備を設置し又は他人の設備を使用する土地の所有者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地・設備の所有者に通知しなければならない。(新民法213の2Ⅲ)

ウ 償金・費用負担の規律の整備について

土地の所有者は、他の土地に設備を設置する際に損害が生じた場合や、他人が所有する設備の使用開始の際に損害が生じた場合に、償金を支払う必要があります。

7 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)について⑤

(3) 民法等の一部改正に伴う秋田市水道事業給水条例施行規程の改正について

土地の使用にに応じてもらえない時や所有者が所在不明の時は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を、給水装置工事申込もしくは変更時に提出しなければならない。

8 給・配水管材料の登録情報について

本市の指定材料について、ホームページ上（ページ番号1038570）に掲載しておりますので、随時ご活用ください。

現在の位置: [トップページ](#) > [上下水道局](#) > [上下水道局からのお知らせ](#) > 給・配水管材料の指定について

上下水道局

- 上下水道局からのお知らせ
 - [安全で安心な水道水をお届けしています](#)
 - [水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱い](#)
 - [清掃に伴う上下水道料金の減免について](#)
 - [減免などに関するよくある質問](#)
 - [秋田清酒株式会社様から寄附をいただきました](#)
 - 給・配水管材料の指定について
 - [水洗化工事申請書類のオン](#)

給・配水管材料の指定について

ページ番号1038570 更新日令和5年11月16日

印刷 大きな文字で印刷

本市給・配水管材料の登録情報を確認することができます。

給・配水管材料の指定について

給・配水管材料の登録情報について

秋田市指定給水装置工事事業者のみさまへ

秋田市上下水道局では、災害等による給水装置の損傷を防止し給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、給・配水管材料(注:1)を指定しています。給水装置工事の新設または改造工事の申請にあたっては、給水装置工事施工指針並びに給・配水管材料の登録情報(注:2)を確認の上、申請くださるようお願いいたします。

注:1 修繕や埋設管を保護するための用具も含む

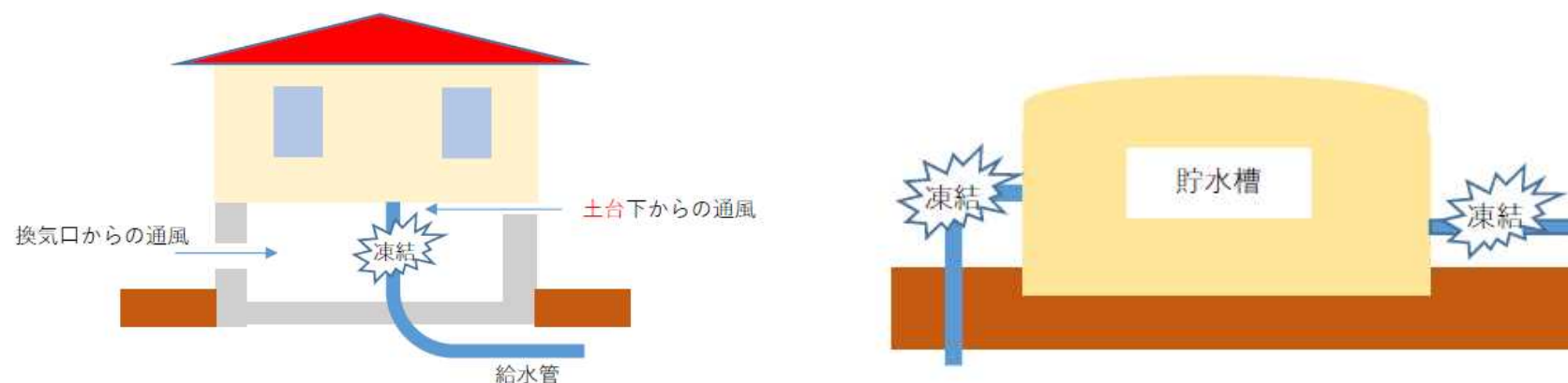
注:2 当課のデータ管理上、平成21年6月以前と平成21年7月以降とで分けた指定材料の登録情報となっております

9 貯水槽水道配管・床下配管の凍結注意等について

近年、屋外に設置されている貯水槽付近の配管についても、凍結等の相談が増えており、風が当たりやすい場所等については、保温材が設置されていても凍結する恐れがあります。

また、新築の住宅でも、床下へ通気する構造の場合は給水管の立ち上がり部分が凍結した事例があります。

上記の内容に関して、市民の方から保温等の対策についてのご相談がありましたら、施行指針に基づいた適切な対応をお願いします。



10 公共ます・取付管の音響確認について(再)

上下水道以外の埋設管工事で下水道汚水本管と公設ますの間が切断されたため、新築住宅の市民の方が生活排水を流せないという事例が発生しました。

地下埋設を確認せずに行われた粗悪な工事が原因ではありますが、市民の方が下水道の使用を開始する前に余裕をもって対応ができるよう、近傍の下水道汚水本管のマンホールをたたき、公設ますに打音が入る事の確認を行い、平面図に「音響にて下水道汚水本管への接続確認済み」と記載くださるようお願いいたします。

なお、水の流れの確認と図面への記載は従前どおりです。

※上記については、令和5年11月17日付け令5給排第2481号「給水装置工事申込および排水設備工事申請について」の内容を再周知するものです。



以上となります。
引き続き、法令等に基づいた施工を
お願いします。